

令和4年6月

お客様 各位

空知信用金庫

## 「未利用口座管理手数料」の新設について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫は、令和4年8月1日（月）付で預金規定を改定し、最後の預入れまたは払戻しから2年以上、一度もお取引をされていないすべての普通預金口座を、不正利用被害防止のため「未利用口座」としてお取り扱いさせていただくことといたしました。

「未利用口座」としてお取り扱いさせていただいた場合には、一定の条件のもと本口座をお取り扱いする費用として「未利用口座管理手数料」をご負担いただきます。長期間ご利用されていない普通預金口座がございましたら、ぜひご利用再開くださいますようお願い申し上げます。

なお、「未利用口座」のお取扱いは、あくまでも2年以上の長期間にわたりご利用されていない普通預金口座を対象としたものであり、常日頃から入出金および口座振替等のお取引をされている口座が対象になることはございません。

記

対象となる口座 (未利用口座)	令和4年8月1日以降、利息入金および当該手数料引き落としを除き、最後の お預入れまたは払戻しから2年以上、一度もお預入れまたは払戻しがない普通 預金口座および貯蓄預金口座 ※普通預金口座は、決済用普通預金口座、総合口座、通帳レス口座を含みます。 ※盗難、紛失などにより利用が停止されている口座も対象となります。
未利用口座に 該当しても対象外 となる口座	①預金口座残高が10,000円以上の場合 ②当金庫で、他に借入、定期性預金、預かり資産、出資の取引がある場合 ③個人の場合、口座名義人が18歳未満の場合 ※上記①～③のうち、いずれか一つでも該当する場合は未利用口座の対象外と なります。
未利用口座 管理手数料 に係るご案内	・未利用口座の対象となった場合は、事前に文書にてお届けのご住所にご案内さ せていただきます。 ※「ご案内」が延着しまたは到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達 したものとみなします。 ・未利用口座の対象となった後、一定期間（3ヶ月）お取引がない場合に、本手 数料をご負担いただきます。
未利用口座の解約	・未利用口座の残高が本手数料以下の場合は、口座残高全額をもって未利用口座 管理手数料としていただいたうえで、同口座を解約させていただきます。なお、 解約させていただいた同口座の通帳およびキャッシュカードはご利用できませ ん。 ・口座残高以上のご負担および解約後のお手続きはございません。 ・ご負担いただいた本手数料のご返却および解約させていただいた口座の再利用 にはお応え致しかねますので予めご了承ください。
手数料金額	年間1,320円（税込）

以上